

# 幼児教育・保育の無償化のご案内 (認可外保育施設等)

この案内書は、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も含む）を利用する（又は利用を予定する）川口市在住の保護者の方を対象として「幼児教育・保育の無償化」の内容について掲載しているものです。

**保護者の方が行う手続きについてもご案内しています**ので、内容をご確認のうえ、必要となる手続きを行ってください。



川口市無償化 HP  
QRコード

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 幼児教育・保育の無償化の概要

お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じた認定（施設等利用給付認定）を受けた方が、認可外保育施設等を利用した場合に負担する利用料について、市から施設等利用費の支給を受けることができるものです。

### (2) 施設等利用給付認定の区分と認定の基準

施設等利用給付認定は、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じて3つに区分されていますが、認可外保育施設等を利用する場合において必要となる認定は2号認定又は3号認定となりますので、この案内書では1号認定を省略しています。

認定区分	認定の基準
2号認定	次のすべてに該当する場合 ・ 認定希望日において、お子さんが満3歳に達しており、最初の3月31日を経過している ・ 認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）
3号認定	次のすべてに該当する場合 ・ 認定希望日において、お子さんが0歳～2歳である又は満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない ・ 認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等） ・ 申請するお子さんが属する世帯が、市民税非課税世帯である

#### ～留意事項～

施設等利用費の支給を受けるために必要となる「施設等利用給付認定」と保育所や地域型保育事業所を利用するために必要となる「教育・保育給付認定」は別の認定となりますので、ご注意ください。

**【 施設等利用給付認定 ≠ 教育・保育給付認定 】**

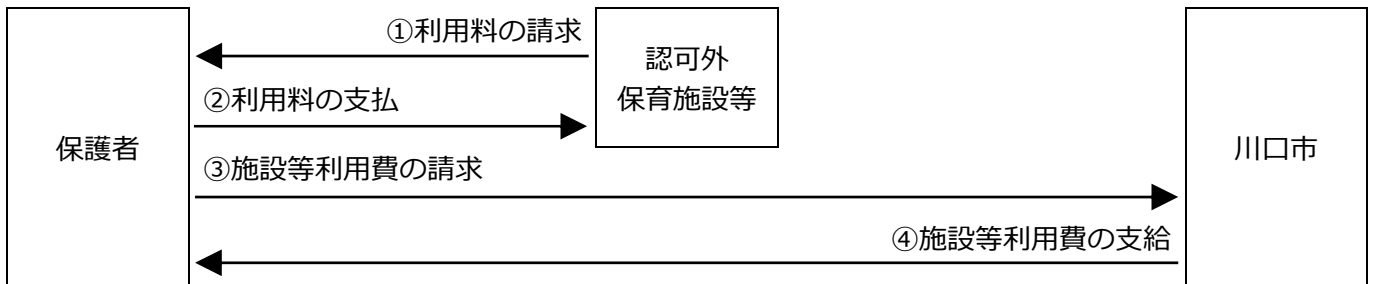
### (3) 施設等利用費の支給内容

施設等利用費の支給額は右表のとおりです。なお、記載されている額は、1か月あたりの上限額であり、実際に保護者が負担した額等に応じて支給額を決定します。また、行事費、給食費等については、施設等利用費の支給対象とはなりません。

認定区分	施設等利用費の支給額
2号認定	37,000円
3号認定	42,000円

## (4) 施設等利用費の支給方法

施設等利用費の支給方法については、保護者が認可外保育施設等に対し、利用料を支払った後、保護者の請求により、市が保護者に施設等利用費を支給する方法（償還払い）になります。



## 2 施設等利用給付認定の申請手続きについて

### (1) 施設等利用給付認定の申請に必要な書類

必要となる書類は、下表のとおりです。

認定区分	必要となる書類（提出する書類）
2号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類
3号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類 4 市民税非課税世帯であることを証する書類（非課税証明書等）

非課税証明書等の提出は、一定期間内に市外在住歴がある場合のみとなりますので、詳細は「施設等利用給付認定申請書」の記入項目6で確認してください。

保育の必要性の事由や家庭の状況に応じて提出する書類が異なります。下表の保護者や家庭の状況に応じて必要となる書類を提出してください。

#### ■ 保育の必要性の事由を証する書類（※父母それぞれの書類が必要となります）

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労	就労状況証明書	※川口市所定の様式を使用してください。 ※1か月あたり64時間以上の就労が最低基準となります。 ※申請日から起算して3か月前までに発行されたものが有効です。 ※自営の方につきましては、左記の書類のほかに直近の確定申告に係る確定申告書B第1表及び第2表控えの写し（税務署の受領印や、電子申告を受付した旨の記載のあるもの）を提出してください。（やむを得ない理由により提出できない場合は、次のア～オのいずれかの写しを提出してください。） ア 開業届 イ 営業許可証 ウ 請負契約書 エ 受注表 オ 事業の実施による継続的な営業収益がわかる書類 ※株式会社や合同会社等の法人代表の場合は、上記書類は必要ありませんので、就労状況証明書のみ提出してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分のコピーを提出してください。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
障害	障害者手帳の写し	※氏名や等級が記載されている部分のコピーを提出してください。
病気・怪我	診断書の写し	※申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。 ※保護者の方が家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。
同居親族の介護・看護	介護・看護状況申告書及び次の①～④のいずれかの書類 ①診断書の写し ②入院計画書の写し ③介護保険被保険者証の写し ④障害者手帳の写し	※川口市所定の様式を使用してください。 ※1か月あたり64時間以上の介護・看護が最低基準となります。 ※①の診断書、②の入院計画書は、申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。 ※介護保険被保険者証は、認定が記載されている部分のコピーを提出してください。 ※障害者手帳は、氏名や等級が記載されている部分のコピーを提出してください。
災害復旧	罹災証明書	※申請前に保育入所課にご相談ください。
求職活動	求職活動申告書	※川口市所定の様式を使用してください。
就学	在学証明書、時間割表及び卒業予定日を示す書類の写し	※1か月あたり64時間以上の就学が最低基準となります。 ※通信教育は就学と認めていません。 ※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコピーを提出してください。
虐待やDVのおそれ	申立書及び公的機関が発行する証明書(保護命令書、保護証明書等)	※申請前に保育入所課にご相談ください。

■ 家庭の状況に応じて提出が必要となる書類 (※該当する場合のみ提出が必要となります)

家庭の状況	必要となる書類	留意事項
母子・父子家庭である	戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写し	※申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効です。 ※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)を提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。 ※現に同居している場合は、母子・父子家庭とは認められません。
保護者が離婚を前提に別居している	離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し	※書類が提出できない場合は別居中と認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性を証する書類の提出が必要となります。
生活保護世帯である	生活保護受給者証の写し	

## (2) 施設等利用給付認定申請書の提出方法

施設等利用給付認定申請書の提出方法については、下表のとおりです。

提出方法	<p>提出方法は持参又は郵送になります。</p> <p>【持参する場合の提出先】 川口市役所第二庁舎3階 保育入所課 (所在地: 川口市中青木1丁目5番1号)</p> <p>【郵送する場合の宛先】 〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所 子ども部保育入所課保育係宛 ※封筒に「施設等利用給付認定申請書在中」と記入してください。</p>
------	--

### 3 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求について

#### (1) 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求時期等

認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の支給については、下表のとおり年4回の支給としていますので、請求月内に請求を行ってください。

なお、施設等利用費をまとめて請求する（例：第1期～第2期分を第2期の請求月（10月）に請求する）ことも可能です。※施設等利用給付を受ける権利の時効は2年です。

区分	利用料支払月	川口市への請求月	支給予定月	支給方法
第1期	4月～6月	7月	8月	保護者が指定する口座に振込みます
第2期	7月～9月	10月	11月	
第3期	10月～12月	1月	2月	
第4期	1月～3月	4月	5月	

#### (2) 認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求方法等

認可外保育施設等の利用料に係る施設等利用費の請求方法等については、下表のとおりです。

提出書類	<ol style="list-style-type: none"><li>施設等利用費請求書（川口市所定の様式） ※請求書の様式は、川口市のホームページからダウンロードしてください。</li><li>特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書（利用施設が発行する書類） ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助活動報告書が上記証明書に代わる書類となります。</li><li>領収証の写し（利用施設が発行する書類） ※上記の「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」に支払った（領収した）金額等の記載がある場合は、領収証の写しを省略することができます。 ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助活動報告書が上記領収書に代わる書類となります。</li></ol>
提出方法	<p>提出方法は持参又は郵送になります。</p> <p>【持参する場合の提出先】 川口市役所第二庁舎3階 保育入所課（所在地：川口市中青木1丁目5番1号）</p> <p>【郵送する場合の宛先】 〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所 子ども部保育入所課保育係宛 ※封筒に「施設等利用費請求書在中」と記入してください。 ※消印日が請求月内である場合のみ有効となります。</p>